

令和6年度泉崎村低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 泉崎村低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）は、前条の目的を達するために、泉崎村（以下「村」という。）によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であつて、令和6年1月1日時点で村に住所を有する者（村の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

（1） アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

（2） アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

- 3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

- （1）アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

- （2）アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

- 2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

- 3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。ただし、当該修正等により調整給付金の支給対象者でなくなった場合は、この限りではない。

（受給権者）

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第6条 調整給付金の支給を受けようとする者は、別紙様式第1号の調整給金支給確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。

- 2 確認書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給

が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送方式 提出者が確認書を郵送により村に提出し、村が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口方式 提出者が確認書を村の窓口に出し、村が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送により、又は村の窓口において村に提出し、村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- (4) 現金書留送付方式 提出者が確認書を郵送により、又は村の窓口において村に提出し、村が現金書留等により現金を送付する方式

- 3 提出者は、確認書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。
- 4 村は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から別紙様式第2号の調整給付金支給確認書送付先変更届（以下「変更届」という。）の提出があったときは、当該申請書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

（代理による確認書の提出等・受給）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書又は変更届（以下「確認書等」という。）の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で村長が特に認める者
- 2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、村は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
 - 3 村は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、村長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書提出等の期限）

第8条 確認書の提出受付開始日は、村長が別に定める日とする。

- 2 確認書の提出期限は、村長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第9条 村長は、第6条の規定により確認書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金を支給する。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第10条 村長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 村長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 村長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、村が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 村長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求める。

2 調整給付金の支給を受けた者が、修正申告等により第3条に規定する支給対象者でなくなった場合は、調整給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この告示の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

発行日 令和 年 月 日

泉崎村長
(公印省略)

価格高騰重点支援給付金【拡大・加算分】支給要件確認書
価格高騰重点支援給付金【拡大・加算分】支給要件確認書について、令和5年度住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和 年 月 日までに、この確認書を返送してください。

支給方法	
支給日	
支給口座	
支給額	円
(内訳)	拡大分 円 ※住民税均等割のみ課税世帯に10万円 加算分 円 ※18歳以下の子1人当たり5万円

■世帯主の方が記入してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください）

☐ ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
☐ ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金を受け取れます。
(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)
※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
※確認内容が揃っていない場合は給付金の返還を求める場合があります。
住民税の取扱いとして、扶養を受けているかからないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
また、任意的に世帯の記名をした場合は不正受給として罰則適用に問われる場合があります。
※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、本給付金の支給を辞退したとみなします。
※本給付金を受給しない場合は、右欄にレ印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】
上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
-------	-----	----	---	---	---	---------	--

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄（□）にレを入れてください。
上記口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、
□ ①世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込みを希望します。（通帳等の写しは不要）
※ マイナンバーカード等から公金受取口座を指定していることが必要。
□ ②下記の現に使用している世帯主（申請者）名義の口座への振込みを希望します。（通帳等の写しは不要）
□ ③住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座（希望する場合は1つ以上1つをチェック）
※ この口座への振込みを希望する場合、当該口座の確認について、税務局等に照会することを承諾します。
□ ④下記の口座への振込みを希望します。（通帳等の写しが必要。長期入出金のない口座を記入しないでください）

【受取口座記入欄】※③を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
上欄に記入した口座 と異なる口座 を指定する場合	ある支店 を指定する場合	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (※住所別・口座別・通帳別) ※		通帳番号 (※住所別で記入ください)	口座名義(カナ) (※通帳の表記に合わせてください)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の記号と上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1	0		

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、泉崎村役場税務課(0248-53-2113)までお問い合わせください。
代理人が確認する場合は、右面の代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日 昭和・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 自中に連絡可能な電話番号 ()
	代理人氏名			
上記の者を代理人と認め、給付金の （確認・請求 受給 確認・請求及び受給）			を委任します。 →法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	
			世帯主氏名	署名

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

左面の上の方に記載の口座以外の口座で③に記入した口座への振込みを希望される場合は、記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出してください。
※ 左面の上の方に記入の口座、①公金受取口座または②現に使用している口座への振込みを希望される場合は不要

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

左面の上の方に記載の口座以外の口座への振込みを希望される場合

又は 代理人が確認（受給）する場合 には提出してください

様式第2号（第6条関係）

調整給付金(※)支給確認書 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額(推計)又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

支給市区町村 (令和6年度個人住民税の課税市区町村)
泉崎村
長殿

市区町村
受付印

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、泉崎村において給付要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

●変更後の送付先

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理人が変更届を提出する場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金支給確認書送付先変更届の提出を委任します。				本人氏名	署名

提出書類

☐ 『調整給付金 支給確認書 送付先変更届』

※必要事項をご記入ください。

☐ 変更後の送付先(本様式上部)

☐ 署名(本様式下部)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本様式下部に添付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付